

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



徳島県エシカル農業推進計画 (案)



徳島県
令和3年3月

目 次

第1章 徳島県エシカル農業推進計画について

- I 徳島県エシカル農業推進計画策定の背景及び趣旨 …… 1
- II 計画の位置付け …… 4
- III 計画期間 …… 4

第2章 これまでの取組みについて

- I 技術開発と事業の活用 …… 5
- II 環境保全型農業直接支払交付金事業の活用 …… 6
- III エシカル農産物の消費拡大対策 …… 6

第3章 持続性の高い「エシカル農業」の拡大

- I エシカル農業(エコファーマー, 特別栽培, 有機農業, GAP)の特徴と県内の状況及び今後の推進方針 …… 9
- II 農業関連団体のみならず多様な団体との連携強化 …… 12
- III 今後4年間で達成すべき目標 …… 14

第4章 エシカル農産物の消費拡大及び食育推進

- I 徳島県エシカルファーマー制度の創設・推進による, エシカル農業実践の裾野拡大 …… 15
- II エシカル消費及び食育推進 …… 16
- III 今後4年間で達成すべき目標 …… 17

第1章 徳島県エシカル農業推進計画について

I 徳島県エシカル農業推進計画策定の背景及び趣旨

1. 背景の概要と策定趣旨

国は、令和2年3月、「食料・農業・農村基本法」に基づき、中長期的に取り組むべき方針を定めた新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定した。

その中で、施策推進の基本的な視点では、「SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策」が求められるとし、「有機農業」や「GAP」の推進が講ずべき施策として盛り込まれている。

今般、持続可能性の高い社会構築が急がれる中、農業における施策展開に関しても、「エシカル」をキーワードに、新たな視点や価値を今まで以上に取り入れる必要がある。

徳島県ではこれまで、生産対策として「環境保全型農業直接支払制度の活用」や「有機JAS」及び「各種GAP」の取得支援を行ってきた。また、消費拡大対策として、「オーガニック・エコフェスタ」等の「イベント開催支援」や「県内外での商談会や見本市の参加支援」等を行ってきた。

特にGAPについては、他県に先がけ、「とくしま安2(あんあん)GAP認証制度」を平成23年度から運用し、効率的で適正な生産工程管理による農産物の生産拡大等を通じ、「食の安全・安心の確保」に取り組んできたところである。

このような状況の下、謂わば「エシカル農業先進県」である本県では、「SDGsの達成」に向けた「エシカル農業」のさらなる実践や、選択的購入等による消費拡大対策を包括的にまとめた「徳島県エシカル農業推進計画(以降、「本計画」という)」を策定するものである。

なお、本計画に定める「エシカル農業」とは、次表のこととする。また、消費拡大対策との関連性が高い「食育」についても積極的に推進することとし、生産や消費の拡大が「三方よし」となる社会的意義を再確認することにより、持続可能な社会の構築に寄与する。

表 本計画に定める「エシカル農業」

生産手法 もしくは制度		根拠法もしくは 運用団体等	規格・概要等
エコファーマー		持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律(略称:持続農業法)	化学合成農薬及び化学肥料を慣行栽培の2割以上削減する農業。県知事認証であり、生産者の申請を県が審査する。
特別栽培		特別栽培農産物に係る表示ガイドライン	化学合成農薬及び化学肥料を慣行栽培の5割以上削減する農業。ガイドラインに基づき表示方法が定められている。第三者の審査等は受けず、自己責任の上で表示を行う。
有機農業(栽培)			化学合成農薬及び化学肥料を一切使用しない農業のことであるが、第三者認証である「有機JAS認証」を取得しなければ生産物を「有機農産物」として取り扱うことができない。
有機JAS		農林物資の規格化等に関する法律(略称:JAS法)	有機農業の認証制度。農水省認定審査機関により認定。認定を受けると「有機JASマーク」を使用して販売等ができるようになる。
各種 G A P	とくしま 安2GAP	徳島県が運用	全国に先がけ、平成23年から徳島県が運用するGAP制度。審査機関と認定機関が別の第三者認証制度である。基本認定と優秀認定の2段階認証とし、優秀認定は国のGAPガイドラインに準拠する。
	JGAP	一般財団法人日本GAP協会が運用	日本GAP協会認定の審査機関により認定。日本における実質的なスタンダードGAP。
	アジア GAP	一般財団法人日本GAP協会が運用 世界食品安全イニシアチブ(GFSI)認証規格	日本発の国際水準GAP認証制度。GFSI認証規格であり、グローバルGAPと同等である。日本GAP協会認定の審査機関により認定。
	グローバル GAP	Food PLASG GmbHが運営 世界食品安全イニシアチブ(GFSI)認証規格	ヨーロッパを発祥とする国際水準GAP認証制度。Food PLASG GmbH認定の審査機関により認定。国際水準GAPでは審査基準項目が最も多い。

2. 近年の農産物等の消費傾向及び今後の予測*

令和元年8月に農林水産省から発表された「我が国の食料消費の将来推計(2019年版)」によると、「1人当たり食料支出」は、加工食品の支出割合の増加等により、今後拡大すると見込まれるが、人口減少が進むことにより、その伸びを相殺し、「食料支出総額」は、「当面ほぼ横ばい」、「長期的には縮小する」と見込まれている。

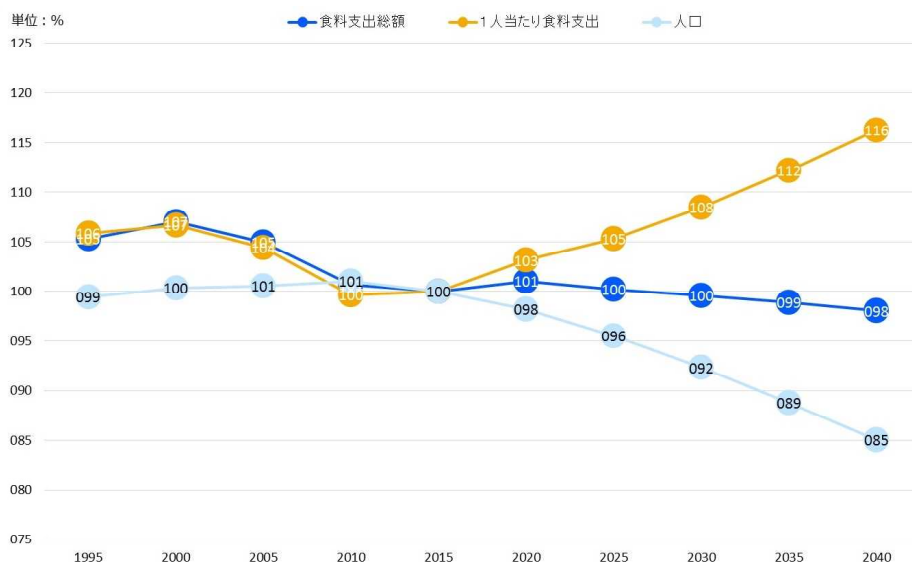


図 人口の推移と食料支出総額及び1人当たり食料支出の予測

他方、コロナ禍での食料消費の変化については、令和2年6月の「農林中金総合研究所」の報告によると、前年比、全体の食料支出は、マイナス幅が拡大した。

特に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う人々の行動変容により、4月の外食は6割超減少した上、調理食品の割合は伸びない反面、生鮮食品(穀類含む)は前年比で高い伸びとなった。

また、調理が簡便な「カット野菜」や「保存性の高い食品」等の需要が高まり、レシピがセットとなった宅配料理キット(ミールキット)の利用も増加した。手作りの家庭調理が増えるなかで、まとめ買いや宅配利用が進み、簡単レシピによる調理の簡便性と健康面への意識が向上したことが推察される。

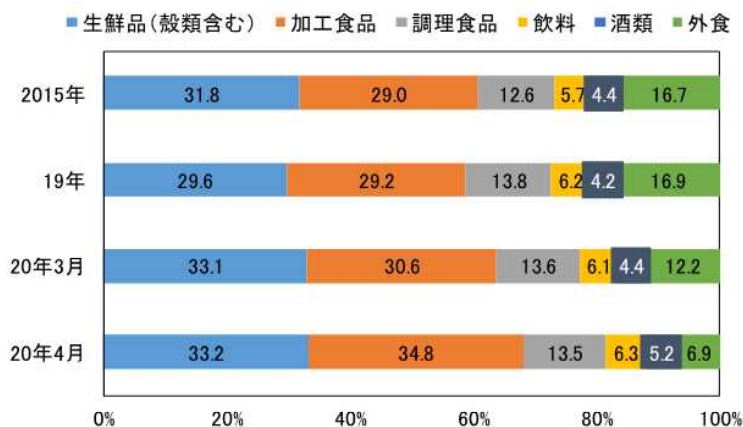


図 家計消費における食料品・外食支出額構成比の推移

※参考及び引用資料

- ・我が国の食料消費の将来推計 <2019年版>(農林水産省)
- ・コロナ禍における食品関連産業への影響と農政の動向 (農林中金総合研究所)

II 計画の位置付け

本計画は、県が生産者や各関係者及び消費者等と連携し、推進するものであり、「未知への挑戦！徳島県行動計画」、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」に記載した、SDGs達成に貢献する環境に配慮した農業の実現に向け、「有機農業の推進に関する法律」第7条第1項の「県推進計画」に位置付けるものである。



図 各計画と本計画の関係

III 計画期間

令和3(2021)年4月から令和7(2025)年3月までの4年間とする。



SDGs (持続可能な開発目標)とは

SDGsは、2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳に参加のもと、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことです。

SDGsは、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲット(達成基準)から構成されます。

それらは、貧困や飢餓から環境問題、経済成長やジェンダーに至る広範な課題を網羅しており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、そして「誰一人取り残さない」ことを強調し、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を2030年までに達成することが目標とされています。

第2章 これまでの取組みについて

I 技術開発と事業の活用

1. 化学合成農薬の使用低減に係る技術開発

徳島県立農林水産総合技術支援センターでは、エシカル農業の実践に寄与する「天敵利用」や「物理的防除」技術の開発を行っており、このことがエシカル農業の拡大や農産物の輸出拡大の下支えとなっている。

(1) タバコカスミカメの周年利用技術「ゴマまわし」

土着天敵である「タバコカスミカメ」を使い、ナスやキュウリの栽培で問題となっている「ミナミキイロアザミウマ」や「コナジラミ類」を効果的に防除する技術である。土着天敵を活用するため、コスト削減にも繋がり、効率的な防除効果が期待できる。

(2) 台湾の残留農薬基準値に対応したイチゴIPM体系マニュアルの開発

近年、農産物の輸出は、販路拡大の重要な手段となっているが、相手国の残留農薬基準値をクリアすることが課題となっている。開発した「イチゴIPM体系マニュアル」は、残留農薬基準値が厳しい「台湾」への輸出を想定し、イチゴの栽培上で問題となる「炭疽病」や「ハダニ類」等に対し、化学合成農薬に代わる防除技術を組合せた総合的な防除体系(IPM体系)となっており、輸出を目指す栽培のみならず、エシカル農業の実践にも活用できるマニュアルとなっている。



図 タバコカスミカメとIPM技術を導入しているイチゴ圃場

2. 肥料取扱事業者等と連携した特別栽培に適合する資材の展示

県は、JA全農とくしまや県内の民間肥料取扱事業者等と「徳島県土壌肥料対策協議会」を構成し、肥料の現地展示圃場の設置などを通じ、適切な土づくり及び新たに開発された肥料の普及に関する活動を行っている。

近年は、「有機質配合肥料」の開発が盛んであり、県内レンコン産地に飛来した、特別天然記念物「コウノトリ」が定着することを願い開発された、「特別栽培レンコン専用肥料はばたき」を平成29年度に現地展示圃場に用いた結果、生産者からは「土壌改良効果があった」との評価を受け、現在は、優良な有機質配合肥料として普及しつつある。

II 環境保全型農業直接支払交付金事業の活用

環境保全型農業直接支払交付金は、日本型直接支払制度に位置付けられる交付金制度であり、有機農業等の掛かり増し経費を補い、栽培の面的拡大に資するため、平成27年度から国と地方の共同事業として、生産者に交付金を交付している。

直近5年間の延べ交付金額は50,451,000円であり、194の農業者グループが活用した。

第2期対策となる令和2年度からは、有機農業の10aあたり交付単価が、最大で6,000円増額され、14,000円となり、生産者がエシカル農業を実践する上でのモチベーションにもつながることから、市町村との更なる連携のもと、一層の活用拡大を図る。

III エシカル農産物の消費拡大対策

1. スポーツイベントや国際会合に合わせたPR

(1) 東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせたPR

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、2021年に開催が延期された「東京オリンピック・パラリンピック」の食材については、国の「GAPガイドライン」準拠以上の認証を取得した農産物が調達基準となっており、その上で「有機JAS農産物」は優先採択されることとなっている。

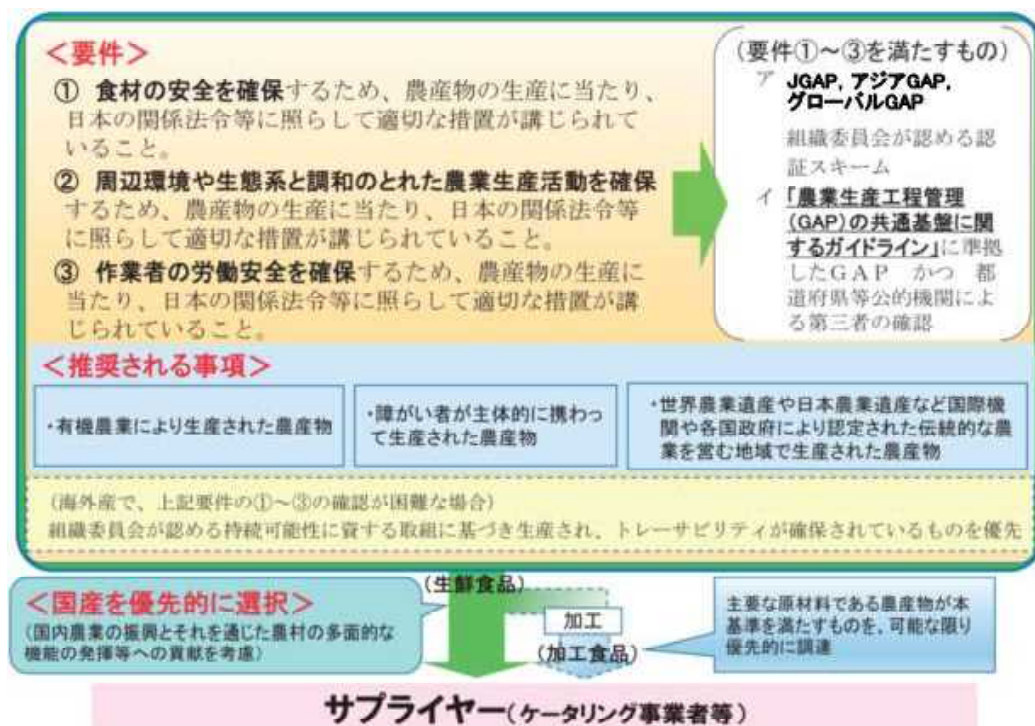


図 東京オリンピック・パラリンピック食材調達基準の概要

他方、徳島県は、ドイツ、カンボジア、ネパール、ジョージアの「ホストタウン※」であり、これまでに県内では、代表チーム等の強化合宿が行われ、東京オリンピック・パ

オリンピック開催直前には、ドイツ柔道チームやカヌーチームなど、ホストタウン対象国の事前キャンプ実施が決定している。

持続性の高い「エシカル農産物」が東京オリンピック・パラリンピックの食材調達基準となったことは、これまでにないアピールポイントであり、この好機を逸することなく、様々なPRを実施した。

表 オリンピック・パラリンピック開催を契機としたエシカル農産物の主なPR活動

	年月日	取組名	内容
ホストタウン対象国等へのPR	2017年8月28日	食の交流レクリエーション	ドイツ代表U-18柔道チームを対象に、とくしま安2GAP優秀認定梨園にて、梨のもぎ取り体験を実施
	2017年10月7日	夕食おにぎり交流会	ドイツ・ニーダーザクセン州カヌー連盟の選手等を対象に、有機米を利用し、地元の方々とおにぎりを作る交流会を実施
	2019年8月25日	食の文化交流会	カンボジアの水泳代表チームとネパールのアーチェリー及び水泳代表チームを対象に、城西高等学校神山校と徳島商業高等学校の生徒が考案したオリジナルメニューを食す交流会を開催
オリンピック関連イベントでのPR	2019年8月27日	ホストタウンハウスショールーム	各国大使館関係者やオリンピック・パラリンピックスポンサー関係者等が参加するホストタウンハウス・ショールーム・レセプションに本県GAP食材等を提供し、食材の魅力を伝えるPRブースを展開



図 ホストタウン対象国選手団との「食」の交流



図 ホストタウンショールームでの食材供給及び食材PR

※ホストタウンとは…東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、参加国・地域との人的、経済的、文化的な相互交流を図る地方自治体を、内閣官房が登録する制度

(2) G20消費者政策国際会合レセプションにおけるPR

2019年9月5日から6日にかけて徳島市にて行われた「G20消費者政策国際会合」においては、「食事から始める持続可能な世界の実現」をコンセプトに、レセプションの食材に「エシカル農産物」を使った料理を提供し、県内生産者が取り組む持続性の高い農業の推進についてPRを行った。



図 G20消費者政策国際会合レセプションの様子

2. イベントにおける消費拡大活動と展示商談会参画支援

(1) オーガニック・エコフェスタにおける消費拡大活動

毎年2月に県内で開催される「オーガニック・エコフェスタ」では、消費者を対象とした「食のセミナー」やマルシェ形式の「生産者の販売ブース」の展開及び、エシカル農産物を使った「食育イベント」等に支援を行い、生産者と消費者が直接触れ合うことにより、エシカル農産物の理解促進と魅力発信を行った。



図 オーガニック・エコフェスタ2020でのセミナー、食育イベントの様子



図 オーガニック・エコフェスタ2020での生産者によるマルシェ

(2) 展示商談会参画支援

首都圏等で行われる、「GAP農産物」や「有機農産物」等をテーマとした展示商談会について、生産者の参加を支援した。

また、「とくしまエシカル農産物」を東京都内飲食店等に売り込むイベントの開催や、GAP取得農産物のみを食材とするレストランとのマッチングを行い、生産者の新たな販路開拓に取り組んだ。

さらに、徳島商業高等学校等と連携し、「ニコニコ超会議」にPR出展するなど、県外において「エシカル農業」の魅力発信を行った。



図 東京で開催されたイベント参加の様子(左:地域食材展示商談会, 右:ニコニコ超会議2018)

第3章 持続性の高い「エシカル農業」の拡大

I エシカル農業(エコファーマー, 特別栽培, 有機農業, GAP)の特徴と県内の状況及び今後の推進方針

1. エコファーマー



(1) エコファーマーの概要

エコファーマーとは、平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(以下、持続農業法という)」第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を県知事に提出し、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者のことである。化学合成農薬や化学肥料の使用を慣行栽培よりも2割以上削減することが条件であり、5年毎に更新審査を受ける必要がある。

(2) 県内のエコファーマーの認定状況

令和2年3月末時点の県内のエコファーマー認定数は665経営体である。

(3) 推進方針

エコファーマーの認定要件は、化学合成農薬及び化学肥料使用量を慣行栽培より2割削減することであり、削減率からすると「エシカル農業」の「入門編」である。

また、本制度は県知事認証のうえ、「エコファーマーマーク」の使用も認められることから、消費者の選択的購入の目印ともなる。

現在は減農薬・減化学肥料栽培に積極的な生産者団体ぐるみでの認定が多くを占めるが、エシカル農業実践の裾野を拡げるため、今後は、産直市への出荷生産者等にも認定取得を推進する。



2. 特別栽培

(1) 特別栽培の概要

特別栽培とは、化学合成農薬や化学肥料の使用を慣行栽培よりも5割以上削減し、その旨を「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、生産者が生産工程管理に責任を持って自ら表示を行う制度である。

化学合成農薬や化学肥料の使用に制限があるのはエコファーマーや有機JASと同様であるが、第三者認証ではないことが最大の特徴である。

(2) 県内の特別栽培の状況

特別栽培の面積や経営体数等に関しては、公的機関が関与する認証制度ではないため、調査等は実施していないが、「環境保全型農業直接支払交付金」の交付実績から県内には、令和2年6月末時点で41ha程度の取組面積があるものと推計される。

農林水産省新ガイドラインによる表示	節減対象農薬の使用状況														
特別栽培農産物 節減対象農薬：○○地域比7割減 化学肥料(窒素成分)：栽培期間中不使用 栽培責任者 ○○○○ 住 所 ○○県○○町△△ 連絡先 TEL○○-○○-○○ 確認責任者 △△△△ 住 所 ○○県○○町◇◇ 連絡先 TEL○○-○○-▽▽	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用資材名</th> <th>用途</th> <th>使用回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○○○</td> <td>殺菌</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>□□□</td> <td>殺虫</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>△△△</td> <td>除草</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	使用資材名	用途	使用回数	○○○	殺菌	1回	□□□	殺虫	2回	△△△	除草	1回		
使用資材名	用途	使用回数													
○○○	殺菌	1回													
□□□	殺虫	2回													
△△△	除草	1回													
	図 特別栽培農産物表示例														

(3) 推進方針

特別栽培については、国と県及び市町村が協力して実施する「環境保全型農業直接支払交付金」の要件であることから、交付金の活用をエシカル農業実践の動機付けとして、一体的な推進を図る。

また、すでに特別栽培を行っている農業者については、有機JAS認証取得に向けての相談や技術指導等を行う。

3. 有機農業

(1) 有機農業の概要

有機農業とは、適正な土づくりや生産管理のもと、栽培期間中に化学合成農薬や化学肥料を一切使用しない農法のことであるが、生産物を「有機農産物」として販売するには、「有機JAS認定」が必要であり、認定なく「有機」や「オーガニック」などの表記を行うと、JAS法違反となる。

なお、「有機JAS認定」を受けずに、「無化学合成農薬・無化学肥料」として生産したことを表す方法としては、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づいた表記方法により、「栽培期間中の化学合成農薬及び化学肥料を当該地域の慣行基準から全削減」した旨を表記することとなる。



(2) 県内の有機農業の状況

令和2年6月末時点の県内の有機農業(有機JAS認定及び栽培期間中の化学合成農薬及び化学肥料を全削減)の面積は、142haであり、経営耕地面積(18,194ha)の約0.8%であった。なお、有機JAS認定事業者は31事業者、農家戸数は44戸である。

(3) 推進方針

農地の条件等により認証取得が困難な場合を除き、第三者認証である有機JASの取得を推進する。また、エコファーマーや特別栽培を行っている生産者が有機農業に取り組み易くなるよう、技術支援や環境保全型農業直接支払交付金の活用を推進する。

4. GAPの状況



(1) GAPの概要

GAPとは「Good Agricultural Practice」の頭文字を取ったもので、「生産工程管理」と訳される。世界基準である「グローバルGAP」や実質的な国内基準である「JGAP」、生協や各県が運用するGAPがあり、「審査レベル」や「認証方法」は、取得するGAPにより、それぞれ異なる。

徳島県では平成23年度から他県に先がけ、県独自の「とくしま安2(あんあん)GAP認証制度」を運用しており、本制度の「優秀認定」は、東京オリンピック・パラリンピックの納入基準を満たすものである。

なお、「グローバルGAP」、「アジアGAP」、「JGAP」は、食品企業や大手小売のプライベートブランドで取引条件とされるなど、近年、GAP取得農産物の取扱量は拡大している。また、令和3年からは、食品事業者に「HACCP」の取組みが義務付けられる等の背景から、今後も取扱量増加の傾向は続くものと考えられる。

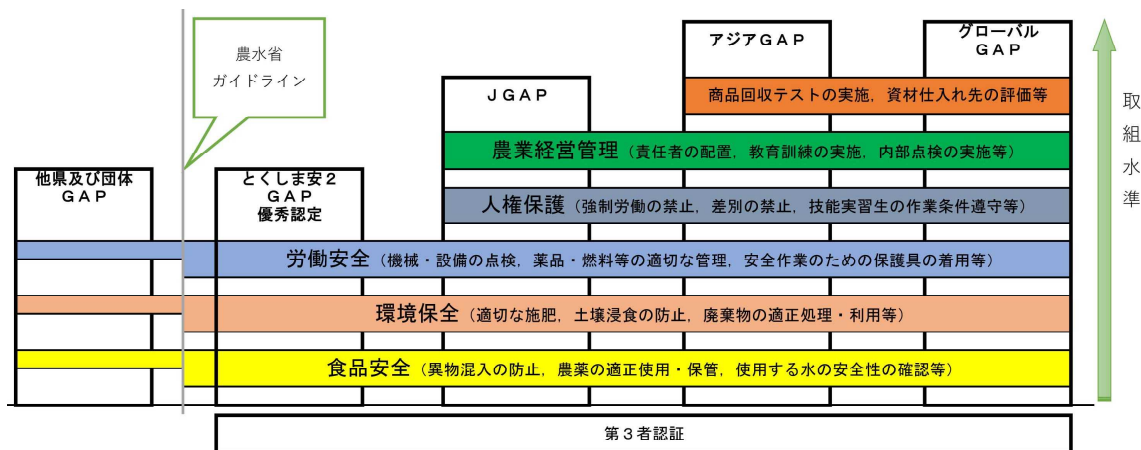


図 各GAPの構成イメージ

(2) 県内のGAPの認定状況

令和2年度6月末時点の県内のGAP認定状況は、グローバルGAP4件、アジアGAP3件、JGAP7件、とくしま安2GAP優秀認定35件で農林水産省ガイドライン以上の認定数は49件である。また、とくしま安2GAP基本認定は53件である。

(3) 推進方針

県内の全主要産地でのGAPの実践を目指し、生産者団体や農業法人を中心に、ファーストステップとして「とくしま安2GAP基本認定」取得の推進を行う。

すでに「とくしま安2GAP基本認定」の取得者に対しては、「とくしま安2GAP優秀認定」や「JGAP」以上の上位GAPの認証取得を推進する。

また、実需者の要望等によって、新規に国際水準GAP取得を目指す生産者については、外部の上級GAP指導員の派遣等により、短期間で認証取得ができるよう指導を行う。

II 農業団体のみならず多様な各団体との連携強化

県下全域において、エシカル農業を推進するには、関係団体との綿密な連携が重要である。特に生産現場に近い団体及び、生産者や流通関係者等によるサプライチェーンで構成した団体との連携は、生産者のエシカル農業の実践に直結することから、より緊密な情報交換等が必要である。

1. 農業関連団体との連携

(1) 県内各JA

営農指導や出荷調整及び生産部会の事務局等、多様な役割を担うJAは、生産者の直接的な窓口であり、エシカル農業拡大のための最も重要な団体である。

生産者がエシカル農業実践の意義やメリットをわかりやすく理解いただけるよう、啓発資料の配布や技術支援及び講習会の実施等、今後とも綿密な連携を図る。



図 JAアグリあなんすだち部会の県内初となるJGAP団体認証取得報告会の様子

(2) JA徳島中央会

JAの総合事業支援を担うJA徳島中央会は、エシカル農業の実践を地域農業の活性化に繋げる手段として捉え、特に県と共に、GAPの団体認証取得を積極的に推進し、技術支援や認証取得経費の支援等を行ってきた。

今後もJA徳島中央会が担う総合調整機能を発揮していただくため、国や県が取り組む農業施策等を速やかに伝達し、一層円滑な生産現場支援に取り組む。

(3) JA全農とくしま

営農支援事業、販売事業、購買事業等に取り組むJA全農とくしまは、多様な分野のニーズを取り込み、生産者の農業経営を下支えする組織である。

県とは、双方の専門的な知識を共有し、栽培暦の作成や農薬・肥料等資材の活用について協議を図り、エコファーマーの育成等、生産者への技術指導を各JAと共同で行ってきた。営農における新たな技術が多く開発される中、今後とも県内への導入等を共に見極め、生産現場の支援を行う。

(4) 全肥商連徳島県部会

県内の肥料卸会社及び小売商等で構成する全肥商連徳島県部会は、徳島県土壌肥料対策協議会の構成団体として、エシカル農業に資する肥料の開発や現地実証圃場の設置等により、適正な施肥技術の普及について取組みを行ってきた。

有機由来の肥料や肥効調節型肥料の普及は、エシカル農業を推進する上で重要であり、引き続き細やかな情報交換等により連携を図る。

2. その他関連団体との連携

(1) 特定非営利活動法人徳島県有機農産物認証協会

徳島県有機農産物認証協会は、徳島県唯一のJAS法に基づく農林水産大臣の登録認証機関として平成13年に設立され、「有機JAS認証業務」や「有機JAS制度の周知活動」等の活動を行っている。また、とくしま安2GAP認証制度の審査機関であり、生産工程管理確保のエキスパートである。

県は、生産者の有機JAS認証取得の利便性の確保やとくしま安2GAPの更なる拡大推進のため、引き続き連携強化を図る。

(2) コウノトリ定着推進連絡協議会

県内でのコウノトリの定着支援に取り組む地域の農業者を中心に、農業者団体、大学、野鳥研究団体、経済団体、行政機関が参画し、定着と地域共生に向けた組織を結成している。

それぞれ目的別に生物調査部会、餌場確保部会、啓発部会、営巣部会、ブランド推進部会を設置し活動を行っており、県は平成27年の協議会設立時から事務局として参画している。特に、「コウノトリおもてなしれんこん」のブランディングにおいては、技術・流通の両面において一貫した支援を継続している。



図 レンコン田と空輸による「コウノトリおもてなしれんこん」の出荷

(3) オーガニック・エコフェスタ実行委員会

JA東とくしまが中心となり、生産者、有機農業資材メーカー、有機農業指導機関

及び流通事業者、行政等が参画し、毎年2月に全国的な有機農業イベント「オーガニック・エコフェスタ」を開催している。

県は平成28年度から実行委員会へ参画し、特に消費拡大イベントや消費者へのエシカル農業の啓発及び関連する食育等に支援を行っている。

県内でも唯一の「エシカル農業」をテーマとしたイベントであり、開催については引き続き連携強化を図る。

(4) 特定非営利活動法人徳島県消費者協会

消費生活リーダーの養成や消費生活に関する知識の啓発・普及等を担う徳島県消費者協会は、消費者教育の一環としてエシカル消費について推進を行っている。

現在、エシカル農業については、「消費者まつり」においてPR等を行っているところであり、今後は連携を強化したうえで、消費者の方々に、日々のくらしや消費活動の中で一層意識していただけるよう、分かりやすいPR活動などに取り組む。



図 2018年消費者まつりの様子

(5) 各市町村

県と各市町村は、制度の運用や交付金及び補助金の活用において、エシカル農業の推進に共に取り組んでいる。

特に、小松島市においては、市が事務局を担う「小松島市生物多様性農業推進協議会」を組織し、国の有機農業に関する補助金を活用し、講習会の開催や学校給食と連携した活動を行っている。今後は、一層緊密な情報交換等を行い、このような活動の輪が広がるよう対策を講じる。

Ⅲ 今後4年間で達成すべき目標

第3章に記載した対策を講じることにより、計画期間内に達成すべき数値目標は次表のとおりである。

目標項目	目標値 目標年：令和7年3月	基準値 基準年：令和2年3月
エシカル農業の取組面積	基準年の1.4倍以上(2,250ha)に拡大	1,531ha
有機農業及び特別栽培面積の拡大	基準年の1.2倍以上(204ha)に拡大	166ha
国際水準GAP(JGAP以上)取得件数	基準年の1.5倍以上(24件)に拡大	16件

第4章 エシカル農産物の消費拡大及び食育推進

I 徳島県エシカルファーマー制度の創設・推進による、エシカル農業実践の裾野拡大

これまでの章で記したように、本県では、制度上それぞれ根拠が異なる「エコファーマー」「有機農業」「GAP」により生産された農産物を「とくしまエシカル農産物」と総称し、推進キャンペーンとして、消費者へのPRや生産拡大に向けた施策を展開してきた。

しかし、「とくしまエシカル農産物」や「エシカル農業」を制度上定めたものがなかったこともあり、産直市運営者等からは、各種認証マークの他に「生産者にスポットを当てた分かりやすい目印」がほしいとのご意見をいただいていた。

さらに、輸出など、農産物の新たな販路拡大を図るためには、生産者の各認証制度の取得について、一層の推進が必要であり、生産者が「エシカル農業」に関する認証取得のモチベーションアップに繋がり、消費者に対しては「エシカル消費」を推進する上で、「分かりやすく生産者にスポットを当てた目印」となる新制度として、「徳島県エシカルファーマー制度」を創設し、その推進を図る。



図 徳島県エシカルファーマー制度概念図

II エシカル消費及び食育推進

(1) エシカル消費の推進と販売力強化

エコファーマーの栽培や特別栽培及び有機農業，あるいは，GAP手法を用いた農業は，化学合成農薬・化学肥料の削減や，確実な生産工程管理による効率的な営農により，環境保全等に寄与し持続性の高い農業である。

他方，SDGs達成に貢献する消費活動としては，いわゆる「エシカル消費」が推進されており，農産物においても小売店に有機農産物の特設棚が設置されるなど，近年，消費者が選択的に「エシカル農産物」を購入する傾向は高まりつつある。

また，農産物の生産履歴を消費者に分かりやすく伝え，その意義や価値を評価の上，購入していただくことは，農業分野から「エシカル消費」を推進することとなる。



図 産地と消費者の交流(左:JAかいふ乙姫米生産部会による田植体験，
右:小松島市生物多様性農業推進協議会による田んぼの生き物調査)

このことから，今後においても，あらゆる機会を捉え，エシカル農業及び農産物のPRを行うとともに，より販売力を強化するため，生産者のECサイト等の活用推進や実需者とのマッチングに引き続き取り組むこととする。



図 徳島ヴォルティスホームゲームにおけるエシカル農産物PRキャンペーン

(2) エシカル農産物を活用した食育推進

様々な経験から「食」に関する正しい知識と「食」を選択する力を習得するための食育は，健全な食生活を実現し，心身の健康を確保するための重要な取り組みである。また，食育はエシカル消費との関連が大きく，「食」を選択する力は，エシカル消費の実践に直結するものである。

このような観点から，エシカル農業に関して，知識や理解を深めることは，自らの

身体をつくる食料に関心を持つことであり、「食」に関する様々な情報が氾濫する今日、食の選択力を高めるためには、農産物の生産そのものの知識の習得が重要である。

これまで県では、エシカル農産物を活用し、栽培や地産地消の考え方も織り交ぜながら、主に子育て世代を対象に料理教室等を実施してきた。今後も、食に関する正しい知識が育まれるよう、引き続き対策を講じることとする。



図 とくしま安2GAP認証取得「美～ナス」を使用した親子食育料理教室の様子

Ⅲ 今後4年間で達成すべき目標

第4章に記載した対策を講じることにより、計画期間内に達成すべき数値目標は次表のとおりである。

目標項目	目標値 目標年：計画期間毎年	基準値 基準年：令和2年3月
消費者の理解促進のための取組み	計画期間中、年間2回以上の消費拡大イベントの実施	—